

田舎人韓国人遺骨個別引取りについて

1 今回の遺骨引取りの要請は、韓国側の結果主張

していくに於ける遺骨の変更のものと理解してよいが、韓国側に確認をしたい。

2 今回の個別引取りについての必要書類は次のとおりである。(事前申告が望ましい。)

(1) 死没者と遺族との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄(抄)本

(2) 遺族が韓国へ戻りしていることを明らかにすることができる書類(韓国政府の説明)
(大使館・総領事館)

(3) 代理人が日本にて遺骨を運ぶ場合、遺族より扶養遺骨は日本政府からなり韓国大使館へ渡し、遺族(代理人)は同館へ渡すことをたい。